

現代韓国幼児教育研究（その5）

——幼児教師養成制度と発展課題

丹羽 孝

1. OECD加盟と韓国教育界の発展課題

(1) OECD加盟の意義と目的

1996-7年にかけての、韓国教育界最大の話題は何といてもOECDへの加盟をあげることができる。そしてこの韓国のOECD加盟に関するいくつかの資料によれば、すでに1980年代の後半からOECDへの加盟のための準備が始められていたようである。そしてその後、1989年にはDAEs (Dynamic Asian Economics) およびDNMEs (Dynamic Non-Member Economics) 等へ参加、1995年には正式申請及び以後のオブザーバー参加を経て、1996年10月に第29番目の会員国として承認されたのである。その目的は端的に言えば、OECD会員国となることによって先進国家の仲間入りをし、その地位を保持する事を通じて先進国にふさわしい経済・社会制度の発展への契機としたいというところにあると見なすことができる。

この点について한유경 (韓国教育開発院) はその具体的な効果として次の4点を上げている。¹⁾

- ①世界の新経済秩序形成に積極的に貢献し、ならびに世界の国家と対等に国民が対外活動できる基盤の拡充と国家イメージ刷新。
- ②経済社会制度の先進化と国民生活の質的改善の契機となる。先進国に学び、消費者経済の保護、保健安全基準及び環境保護活動の強化、教育、職業訓練、女性の雇用等国民生活の質を1次元上昇させる契機となる。
- ③わが国経済の信用度を高め、経済的恵沢が増大する。
- ④先進化された情報及び資料の活用。

この中で、本稿が対象とするのはもちろん教育の分野についてであるので、その点に絞ってみると、そこにはOECD加入による効果について、大きく二つの意図が読み取れる。一つはOECDは経済発展の基本要因の一つとしての人的資源の開発に関わる教育問題についてとても重視をしていて、その研究及び政策に関する情報は大変有効であること、二つにはそうした情報を利用しながら、先進国並の教育基盤を整備していくことが国家の経済的発展の大事な鍵になるという点である。

こうした状況を知ることによって、韓国が1995年に教育改革委員会をつくり、あっという間に教育改革案を提案し、その実現が急速に進行中であることの理由も、進学率や、教師一人当たり児童比率等を初めとする統計数字にこだわっていた理由も良く理解できるのである。

他方、OECDは韓国のこの加盟に先立って、韓国の教育の現況についての評価と勧告を行うための専門チームによる教育診断と勧告を行った。その現状評価は①韓国の平成教育の現状と方向、②韓国教育の質の追究—学習を中心とする教育の強調、③新教育体制での知識と情報の重要性の指摘、④画一化した教育制度から躍動的な教育制度への転換の4つの側面について行われた。その基本的な内容を概括的にいえば、①韓国教育の現状は数字的にはかなり注目すべき水準にあること、②しかし韓国人の高い子女教育熱と過重な教育費負担は問題であること、③全国的に画一化した教育行政制度をいかに分権化するかという課題、⑤教育の多様化・開放化の推進等であった。²⁾

言うは易いが、その実現には相当の困難性が予測される問題群であることはいうまでもないところである。以下本稿は、その課題群中、教育の質の向上の中心的課題の一つである教員の質の向上問題に焦点を当てて、考察することにする。

2. 教育の質の向上と教員養成問題

(1) 勧告の教育の現状評価

OECDは、韓国の同機構への加入に先立ってその可否の審議の材料の一つとして特別チームを派遣して韓国の教育に対する全般的「評価」を行い、その内容をいわゆる「OECD勧告」の形で公開した。今ここでは韓国における教員養成問題が、教育界における教育問題のどの様な位置を占めるものであるかを明らかにするために、その概要について触れてみたい。

OECDの評価チーム（韓国側はこう呼んでいる）の提出した勧告案では、大きく以下の5点にわたって韓国教育の現状分析及びそれに基づく勧告が示されていた。なお、この韓国に対する韓国側の受けとめ方を示す1資料として、次の召영철の見解を示しておく。いかにも韓国的な見解だといえる内容である。

「OECD加入は今韓国も世界先進国隊列にたった象徴的な指標の中の一つである。けれどもそれ自体が韓国の先進国であることを保障してくれるわけではない。今、OECD会員国の水準に合わせていろいろな分野の制度と法、又は慣行を改善しなければならない課題を持つにたった。

最近韓国の要請に応じてOECD教育評価チームは韓国教育全般を検討して、草案形態の臨時教育勧告案を出している。この勧告案は特別な拘束力を持っていなくて、又それを受けて遵守する義務もない。その勧告案の内容も韓国教育の歴史的脈絡と実情を最大に把握していない側面が少なくない。現在持続的に推進している教育改革作業は実際に彼らの勧告案を大部分含んでいる。

従って我々に要請されている事は、現在の教育改革の具体的な実践方案をつくって行って、それが教育現場で効果的に実践されるよう政策的に誘導して、支援することである。特に、次の数種の側面について持続的な投資と支援及び改善が切実に要請されている。」³⁾

そしてここでいう要請が行われている数種の側面の内容とは、まず教育環境の改善である。「教育のハードウェア」の改善と呼ばれているこの課題の内容は①公教育費を継続して拡充して、それを教育施設改善に効率的に配分しなければならない。公教育費を継続拡大して名実ともに先進国水準に引き上げなければならない。②一時的に多様な教育方法と目標、学生の発達段階及び情報化社会にあった学校施設を準備して、より進んで自由で楽しい生活空間、文化空間となるようしなければならない。③中等学校段階以下の私立学校の教育施設と環境について大学のような公開評価を受けることである。これは各教育自治団体が主導する。評価結果が優秀な私立学校には特別支援金を受けるようにする。又教育部はこうした活動を評価して、各地方教育自治団体を等差支援する、の三つである。またこの教育環境整備の課題の中で、韓国は特にOECD教育指標の一つである教員一人当たり児童数に特別のこだわりがみられることを付言しておこう。

2つには、教師の質の向上課題である。これについては項を改めて別途詳述する。

3つには、教員団体結成問題である。これについて現在韓国では「韓国教員団体総連合会」が唯一存在していて、今回のOECD勧告はこれ以外の複数団体の成立の必要性を指摘しているのである。しかし、「君師父」思想を背景に、この問題は解決がとても難しい課題だといえる。

4つには、平成教育の活性化である。この課題の中心の一つは大学を名実ともに平成教育の中心的な場にするることであるとして、プログラムや講座開設による手続きを大学に委任しそれを支援するとか、平成教育プログラマーを配置する等の提案を行っている。

5つめは、教育研究支援体制の確立である。この点については先のOECD韓国の指摘するところであり、韓国政府もこの点については同意を示している。具体的な提言としては現場教師の研究実績評価システムの導入や勤務条件の配慮（授業時間の削減）等が含まれている。

(2) 教員の質の向上の発展方向

先に示した如く、OECD評価チームの評価を受けての韓国側の第1次的な対応として示されたいいくつかの課題の内、教員養成問題は学校環境改革に次いで大きな比重を持つものとして受け止められた。以下、その内容について説明したい。

第一に、教員に関する問題は「教員の質の向上」に焦点づけられているという事である。これは幼児教育（特に幼稚園教師）についていえば、1980年代、全斗煥政権のもと幼稚園の量的拡大がはかられた時代から、1990年代に入って質的向上への政策の方向転換が行われて以来、提起されてきた大きな問題でもあった。そして、OECDの勧告を受けて한준상(延世大)は、この課題の持つ今日的意味について次のように説明している。⁴⁾

「教師は教育の質を予想する物差しである。問題を解きあかす鍵であると同時に、問題を作り出す錠前でもある。教育環境が完璧に具備されていても有能な教員がいなければ教育の質は高くない。OECD教育評価チームもこの点を我が教育において決定的に問題であると指摘して

いた。」

第二に、教員の質向上の問題は、当然の事ながら、教員養成教育の制度と内容の改革に関わっている。またこの点についてはすでに教育改革委員会報告が触れているところでもある。今回提言されている教員養成制度改革の具体的な方向は次の3点である。

一つは、「教員の専門性を伸張して教授能力を向上させるよう、学校現場と連携した教員養成教育課程を改編する。又、中等学校の小規模趨勢と、初等学校教科専担性を積極的に進め」というものである。これはその背後に教員定数の絶対値の拡大というねらいを含んでの発言である。

二つには、新規教員任用制度改革である。その内容は、「現場教育教育能力を重視する方向」であり、「現行『国・公立学校教員任用考試』を改善して客観的な試験を指向して、主観的な試験から転換する。又、私立学校の新規教師任用は公開選考によって選抜・任用するようにする。」というものである。

三つには、さらに核心的な案で教員養成の自律化案、いうならば「民間主導教員養成制度のようなものも推進」の可能性の検討である。

第三に、教員の質の向上問題を、「教職の専門性」レベルに立ち戻って検討してみる必要があると提言していることである。한준상은ILO-UNESCOの‘教員地位に関する勧告’に示されている「教職の専門性」の内容を引用しながら、その中核の思想としての教員の自律性の尊重について、次のように強調している。⁹⁾

「すなわち専門職は長期間の教育訓練を通じて修得された能力を持った人たちが透徹した職業倫理を持って、自律性を土台に社会福祉の機能を遂行することを意味している。教職はこのような特性を一般労働職とは違って、明らかに持ち出す専門職である。教師は透徹した職業倫理、社会福祉の機能、幅広い自律性、長期間の教育訓練を具備していなければならない。これが欠如しているとき、教師は自分の役割を効果的に遂行することは難しい。特に、明確な自律性に基づいて自分の役割を遂行できるよう制度的・行政的支援が後ろ盾にならなければならない。」

第四に、教師が教育現場においてその自律性に依拠した専門性を発揮しうる基本的条件としての、教員の労働負担の軽減についての指摘である。

「わが国教師の過重な業務負担は良く知られている事実である。’94年現在わが国中・高校教師が担当している週あたり授業時間をみると、全体的に約半分以上の教師が週あたり16時間以上の授業を担当している。週あたり18時間以上担当している中学校教師は国・公立学校の約49%、私立学校約61%に達し、中学校教師が高等学校教師よりさらに多くの授業時間に苦しめられていることを示している。そして国・公立学校教師よりは私立学校教師の授業負担がさらに多く、注目される。」⁶⁾

この解決法として彼は、教育改革委員会が提出した教育改革案に示された、初・中等学校教師の週あたり責任授業時数を設定して、責任授業時数以上の授業を担当する教師、学級担任を受ける教師については別途の手当を支給するなどの方案に基本的には賛意を示しながら、さらに、次のような画期的な提言を行っている。注目に値する発言であることは記憶にとどめられて良いだろう。

「教師の業務を減らして彼らがより多くの時間を専門的資質向上に投資できるように配慮するならば、究極的により多くの教師を新規採用して教師の数を増やす方向に行かなければならない。そうでなければ、教育改革案が提案した責任授業時数制のような方案は過重な業務を既存の教師たちに再配置する結果だけを招く可能性が大きい。現在推進されている教育改革案をみれば、人口波高の変化で学生数が自然に減少していることの判断のもと、教師の増員拡大問題は教育改革の主要課題になってはいないようである。反面、教師養成機関の縮小ないし整備に大きな比重を置いて、教師輩出規模を縮小する政策が出されている。

現在中・高校の教師の任用実態現象を解消するために、一般大学の教職課程中師範大学と重複する学科の履修定員を'98年までに1/3水準に減少する方案もこうした脈絡でできたものとみられる。毎年輩出される予備教師の数を減らして、未発令者問題を解消しようとする消極的な政策よりは、むしろ教師の数を大幅に拡大する積極策である政策が要求されている。」⁷⁾

さらに彼は、学校内職務専担制ともいうべき、次のような改革構想を提言している。

「現在学校現場で成り立っている教科授業、生活指導、進学指導等を教師はすべて処理しなければならない。これは教師の業務を加重にさせ教師の教授活動すべて困難にする要因として作用している。教師の業務負担を減らすためには、教師の数を増やすことと同時に教師の種類と役割を細分化させる必要がある。教科専任教員だけでなく、多様な特殊教師を養成して、学校現場に配置しなければならない。学生の生活に関する相談を受ける専門の相談教師、学生の家庭環境を専門的に調査分析する家庭環境担当官、学生の進学と関連した業務を担当する進学指導担当関東の特殊教師を専門的に養成して、学校現場に集中配置できる体制をとらなければならない。」⁸⁾

第五は、教員の研究の奨励と、それに基づく競争原理の導入である。これには次の二つの内容が含まれている。その①は、教師研修体制の改善である。この点について勧告では次のように指摘されている。

「教師が自らいつでも各種研修期間、高等教育機関、又は外国の教育機関等で自分の専門性を開発できる機会を幅広く与えられなければならない。これらの機関の教育課程を履修したり特定の資格を取得した場合、これを教師の業績評価又は資格研修点数と代替又はそれを反映するようにすることである。」⁹⁾

その②は教育・研究条件の整備と、それに見合う業績への要求である。この研究条件の整備についての内容は一つは教師たちの教材研究等の条件整備の一つとして、すべての教師に近隣大学の図書館を大学生と同じように利用させるという提案である。教師たちはその結果について、定期的な評価を受けるシステムづくりが導入されるべきだと言うのである。そして、その評価システムには校長だけでなく、学生と学父母代表も部分的に参加する必要性を指摘している。また、教師のすべての昇進と募集はこうした活動に対する公正な評価結果に基づいて決定されなければならないことも付記されている。

第六は、教員の待遇改善、とりわけ報酬の引き上げ問題である。具体的にはOECD加盟により、OECDが設定する教育指標の中で韓国教育の現在位置が明らかにされていったわけだが、そのいくつかの点に於いて韓国は会員国中最下位であることも併せて明らかになった。教員の報酬についてもそのひとつに含まれていた。

「教職に競争の原理を導入して教師の専門性を推進させることとともに教師の給与体系自体を改善することもそれに劣らず重要である。特に、各種手当を現実化したり、本俸に吸収させ教師の給与を高める方案を導入することが必要である。そして長期的には教員の給与水準を先進国水準に高めていかなければならない。最近わが国の初等学校教員の初任は日本の41%、アメリカの27%、水準で、中学校教員の初任は日本の37%、アメリカの26%にすぎない。わが国初・中学校教員の最高給与も先進国水準に大きくいたらない実情である。むろん精密な比較となるためには各国の物価水準まで勘案しなければならないが、わが国教員の絶対収入が先進国水準に大きく満たないことは理解できるだろう。」¹⁰⁾

韓国流に言えば、「教師は教育の質を予想する物差しである。問題を解きあかす鍵であると同時に、問題を作り出す錠前でもある。」わけで、教育環境が完璧に具備されていても、有能な教員がいなければ教育の質は高くない事は世界共通の認識である。OECD教育評価チームも、韓国教育界における教員の質的向上問題の重要性と必要性を指摘していた。

2. 教員養成制度の概要

1. 幼稚園教員資格制度

(1) 資格基準

韓国の幼稚園教員に関する資格基準等に関する根拠法は、第一に「教育法」(1949、法第86号)である。この教育法第79条では教員の種類及び資格等について次のように定めている。

まず、教師の種類については正教師(1級・2級)、準教師、特殊学校教師、教導教師、司書教師、実技教師、養護教師に区分している。そしてそれぞれは大統領令に定める当該資格証を持ったものでなければならないと定めている。

次に教師の資格区分として校長、校監、園長、園監、を区別していることである。さらに、これは韓国独自の内容であるが、後で述べる当該資格証の資格基準の認定に関する審査機構として教育部に「教員資格検定委員会」を置くこととしている。また、これも韓国的な装置であると言える「教員資格審査委員会」の設置を示している。そしてその組織・権限等については大統領令等で定めることとしている。なお、参考までに当該大統領令とは「教員資格検定令」（1993、大統領令 第14152号）である。またこのほか、教員資格検定に関わって、無資格園長問題解決方策として制定された「校（園）長資格証賦款設定等に関する規程」（1991、教育部令、第477号）がある。さらに、本稿では触れることはできないが韓国の上級教員資格証の取得は基本的には現職教育によることとされており、これに関する法律として「教員研修に関する規程」（1991、大統領令 第13282号）が制定されている。

次にその資格基準の具体的な内容について述べることにする。

(2) 資格の内容とその特徴

先に示した「教育法」第79条が示すように、日本の教員免許状に相当するのは「教員資格証」と称されるものであり、中でも「正教師資格証」（1級と2級）がいわば基本資格証と言える。しかし、それ以外にも日本の「助教諭」資格に相当する「準教師」資格及び、日本には見られない園長資格証、園監（日本の教頭若しくは副園長に相当）資格証が定められていることは、極めて韓国的な特徴である。それぞれの取得要件の具体的な内容は、以下の如くである。

1) 準教師

- ①幼稚園準教師資格検定に合格したもの。
- ②高等学校卒業若しくはそれと同等以上の学力所持者。
- ③学力試験は専門大学程度の水準で、社会情緒発達領域、認知発達領域、言語発達領域、身体発達領域、健康領域及び教育学全科目について120分で実施される。
- ④国民学校準教師資格証所持者。

2) 2級正教師

- ①大学（専門大学及びそれと同等以上の各種学校を含む）卒業で、在学中所定の保育と教職学点（単位一訳者注）を修得したもの。
- ②教育大学院又は教育部長官が指定する大学の教育科で幼稚園教育課程を専攻して硕士学位を取得したもの。
- ③幼稚園準教師資格所持者で、2年以上の教育経験を持って所定の再教育を受けたもの。
- ④国民学校正教師（2級）資格証所持者。

3) 1級正教師

- ①幼稚園正教師（2級）資格証所持者で、3年以上の教育経験を持ち所定の再教育を受けたもの。

②国民学校正教師（１級）所持者。

③幼稚園（２級）資格証を所持して、教育大学院又は教育部長官が指定する大学院の教育科で幼稚園教育課程を専攻して、硕士学位を受けた者で１年以上の教育経歴のある者。

4)園監の資格基準

①幼稚園正教師（１級）資格証保持者で、３年以上の教育経歴を持って再教育を受けた者

②幼稚園正教師（２級）資格証を持って、６年以上の教育経歴があり、所定の再教育を受けた者。

5)園長の資格基準

①園監資格証を持ち、３年以上の教育経歴を持って所定の再教育を受けた者。

②学識・徳望が高く、教員資格検定委員会の推薦で教育部長官の認可を受けた者。

以上の内容からわかるように、日本とは大分異なった特徴を有する資格基準である。そして、その韓国的な特徴が、そのまま教員資格問題の論争点となっていることもまた、おもしろいところである。その論点を１、２例示するならば、一つは４年制大学と２年制大学卒業者が取得できるのが、２級正教師資格に限定されているという点である。これについては当然４年制養成機関から異論がでてもおかしくはない。また、その際引き合いに出されるのが日本における免許制度であることを付言しておこう。もう１点は初等学校教師資格証保持者、教育行政担当者、そして幼児教育関連学科所属の大学教員が有資格者と見なされる規程である。この点については各職種の内容に即して検討されていてい問題提起していると考えられる。

(2) 教員現況

次に、韓国の幼児教育教員の現況について簡単に触れてみる。〈表－１〉は1970年以来の度別園児数、園教および教員数の経年変化を示したものである。

〈表－１〉幼稚園概況－経年変化

区分	1970	1975	1980	1985	1990	1991	1995	1996
園児数	22,271	32,032	64,433	314,692	414,532	425,535	429,265	551,770
教員数	1,660	2,153	3,339	9,258	18,511	19,706	25,576	26,621
園数	484	611	901	6,242	8,354	8,421	8,960	8,939

出典：「教育統計年報」、1996年版より作成

この〈表-1〉によれば①1970年代においては幼稚園の数は三桁台にあり、幼児教育への関心がほとんどなかった時代である。②1980年から1985年の間における数値の伸びは飛躍的である。これは1980年代、全大統領の下、幼児教育振興政策が採られた結果をそのまま反映していること。③1990年代に入り、1991年から1995年の間は数値的に幾分の増加はあるものの、取り立てて指摘するほどの変化は起こっていない。④1995年と1996年との間にみられる数値の変化は1990-1995

年のそれと較べると、かなりの伸び率を示している。これは1995年に入って、幼児教育の公教育化論が盛んに論議されはじめたこと、および先にもあげた対OECD加盟問題に対する対応策の一定の結果がでてきているという事ができる。なお、参考までに1996年度の初等学校入学児童数は631,953名、それに基づいて算出された就園率は44.8%であった。

次に、韓国全土の各地域別幼稚園現況ならびに教員の実態についての統計数値を示しているのが<表-2>全国幼稚園概況である。この表の数字によれば、幼稚園数が一番多いのはやはりソウル市で、1,322園ある。ただ、ソウル市はその規模と政治的位置においてはいわば別格の都市であり、次に多いのはキョンギ道、キョンナム道、キョンブク道、チョンナム道と続いている。そして最小なのはチェジュであるが、これは当然といえる数字である。又、設立者別にみると、ソウル、プサン、インチョン、カンジュ、デジョンといった直轄市において公立の数字がとてつ低いのに較べて、カンウオン以下チュンブク、チュンナン、キョンブク、キョンナン、チェジュといったプサンを除く南半分の地域に公立園が多いのも特徴的である。又、公立園は規模が小さく、私立園はかなり立派な園が多い韓国では、一園あたりの学級数は重要な数字であるが、やはり、公立園の規模の小ささが確認できるだろう。

<表-2>幼稚園概況

区 分	園 数	学 級 数	園 児 数		教 員 数	
			計	女 子	計	女 子
総 計	8,939	19,252	551,770	259,764	26,621	25,467
国 立	1	4	80	34	4	4
公 立	4,392	5,433	115,776	56,147	5,635	5,633
私 立	4,596	13,805	435,914	203,583	20,982	19,830
Seoul	53	135	4,271	2,093	149	149
Pusan	1,269	3,261	99,036	46,235	5,230	5,018
Taegu	37	61	1,629	764	64	64
Inchon	364	1,195	39,442	18,141	2,140	2,109
Kwangju	42	43	1,103	485	44	44
Taejon	185	748	25,942	11,554	973	959
Kyonggi	67	75	1,866	923	78	78
Kwanwon	259	884	28,064	13,411	1,051	1,043
Chungbuk	45	64	1,494	777	66	66
Chungnam	152	379	12,396	5,712	675	606
Chonbuk	34	44	1,110	542	53	55
Chonnam	154	572	17,548	8,072	890	838
Kyongbuk	574	797	22,585	11,391	819	819
Kyongnam	908	2,733	88,246	42,163	3,765	3,478
Cheju	303	361	7,857	3,833	382	381
	146	330	10,467	4,929	556	394
	1	4	80	34	4	4
	277	376	8,370	4,067	397	397
	113	334	10,528	4,813	491	441
	501	570	10,980	5,270	583	582
	121	343	10,703	5,008	508	449
	454	528	9,006	4,509	535	535
	154	479	13,004	6,140	776	722
	647	726	12,379	6,018	753	753
	160	388	13,048	6,258	656	601
	621	738	13,807	6,283	756	756
	196	683	22,480	10,201	1,101	1,016
	651	822	16,504	7,858	849	849
	340	1,329	41,634	19,371	2,003	1,912
	86	103	2,815	1,334	107	107
	37	107	3,396	1,575	167	144

出典：「教育統計年報」、1996

注：上段は公立、下段は私立である。

3. 幼稚園教員養成制度

韓国における幼稚園教員の養成は戦前にさかのぼる。韓国における幼児教育の生成過程に関する労作の一つである이상금の研究成果によれば、韓国における近代的な幼児教育機関としての幼稚園のルーツは、1914年に梨花学堂を母胎として成立した梨花幼稚園であるとされている。又彼女の研究によれば、この梨花幼稚園の成立に先立つこと3年、1910年には釜山に釜山幼稚園が開園していることが明らかにされている。しかし、これは韓国人子女を対象とした韓国人にとっての幼児教育の歴史には位置づかないという彼女の見解に従うこととしたい。¹¹⁾

そして、この韓国で最初の幼稚園の成立を待って、ついで教員養成の歴史が始まることになる。その最初の養成機関は、1918年に成立した梨花保育学校であった。そしてこれ以後、多くの幼児教師養成機関が開設されていくことになる。〈表-3〉は1996年度の養成概要を示すものとして、紹介された全国大学別幼児教育科開設年度及び学生・教授現況の最新の数字である。

〈表-3〉全国大学別幼児教育科開設年度及び学生・教授現況

	学部入学 定員	教授数	開設年度		
			学部	大学院	教育大学院
カンナム大	60	5	1991		
キョンナム大	30	4	1983		
キョンシン大	30	5	1981		
キョウオン大	20	5	1985		
テグ大	40	4	1981		
アンヤン大	40	4	1991		
トクソン大	40	3	1977	1983	1996
ペチュ大	40	4	1981		
プサン大	20	4	1980		1985
ソウオン大	30	4	1980		
ソンシン女大	30	3	1982		
ウオンカン大	30	2	1983		
イファ女大	50	5	1958	1961	1978
チョンナム大	15	3	1963		
チュンアン大	30	3	1959	1974	1980
チョンシン大	50	4	1981		
ソングョル大					
シンハク大			1995		

出典：1997年「韓国教育年鑑」、P108

ところでこの表は、4年制大学の幼児教育科に関する統計資料であり、幼児教師養成はこのほかにいくつかの機関が担当している。今その代表的なものを示すならば、2年制の専門大学の幼児教育科（全国で67校）及び関連学科、そして4年制の幼児教育科（同17校）及び関連学科ということになる。ここでは、専門大学及び4年制大学に焦点を合わせて、養成教育の現状と内容について説明することにする。

(1) 2年制専門大学の保育科

解放以後、1950年までは養成は主に2年制初級大学保育科で行われた。1960年代になると2年制初級大学が増加していった。またこの時期、梨花女子大学、中央大学の二つの4年制大学に幼児教育科が開設され、教員養成が開始された。また1970年代には、今日ある2年制大学の殆どで養成が行われるようになった。

1980年代になると、ようやく高等教育の整備を終えた韓国の教育政策の対象が幼児教育にも向けられ初め、養成機関も4年制大学、2年制専門大学を中心にたくさん発展した。また量的な面だけでなく、養成機関が多様化して教育内容面での変化もみられるようになった。

専門大学での養成と言うことと言えば、1979年に崇義専門学校が女子専門大学に昇格して以来、専門学校が専門大学に変換し保育科・幼児教育科を新設した。その増加は目を見張るものであった。(ソウル：4、キョンギ：3、カンウオン：1、キョンボク：6、キョンナム：2、チョンボク：2、チョンアン：3、プサン：3、チェジュ：1 計25校新設)

1993年現在、幼児教育科を有する専門大学は81校(1996年現在)、うち幼児教育科を有する専門大学は69大学、1996年には8,600名を輩出した。それ以外の養成数を加えれば約、10,00名が毎年養成されることになる。〈表-4〉は全国の幼児教育科を有する専門大学名一覧である。(1995年現在)

〈表-4〉専門大学幼児教育学科開設大学一覧

地域	専門大学名
ソウル特別市	ミョンチ女専、ペファ女専、ソイル女専、スンイ女専、ハンヤン女専
プサン特別市	キョンナム女専、キョンサン女専、トンレ女専、トンジュ女専、プサン女専
デジョン広域市	デジョン保専、デジョン実践、ジュンギョ工専、チュンナム専門
テグ広域市	キョミョン専門、テグ工専、シンイル専門、ヨンジン専門
カンジュ広域市	カンジュ保健、トンシン専門、ソガン実践、ソソウオン実践
インチョン広域市	キョンイン女専、デハン高専、インサン女専、インチョン専門、インチョン看護保健
キョンギ道	キョンウオン専門、トンナム保専、ブチョン専門、サンユク大併設専門、スオン女専
キョンサン南道	シング専門、シンファン専門、アンヤン工専、オサン専門、チャンアン専門
キョンサン北道	チンジュ専門、チャンウオン専門
チュンジュン南道	キョンボク実践、キョンボク専門、キョンジュ専門、クミ専門、キムチョン専門、
チュンジュン北道	サンチ専門、ソンリン専門、ボハン専門
チョンラ南道	コンジュ専門、ウンチン専門、チョンアン専門、ヘジョン専門
チョンラ北道	チョンジュ専門、チュンジュン専門
カンウオン道	カンヤン専門、モッポ専門、スンジョン専門、チョンソン実践
チェジュ島	クンサン実践、キジョン女専、ウオンがん保専
	ドンウ専門、サンチ併設専門、ヤンドン専門、ウオンジュ専門、ジュンチョン専門
	チェジュ専門

出典：1995年「幼児教育白書」、P84

ついで、養成教育課程について触れる。専門大学の幼児教育学科における教育課程の骨格は4大の教育課程によく似ている。相違点は総学点数が4年制大学では平均140であるのに対して、専門大学では80-90となっている事に由来するいくつかの点である。。その内容は「一般選択科目」と「教養科目」の数の違いである。〈表-5〉、〈表-6〉は両者を比較できるように併置

したものである。

<表-5> 幼児教育学科教育課程構造

学校	区分	教養	専攻		一般選択	教職	卒業学点	
			必修	選択				計
B大 (プサン)		18	12	39	51	—	19	80
M大 (ソウル)		12	23	29	62	—	19	80
S大 (キョンギ)		14	14	41	55	6	18	80
W大 (チョンボク)		16	30	25	55	—	16	87
I大 (インチョン)		21	18	29	47	—	16	84
J大 (キョンギ)		19	18	40	58	2	16	95

出典：1995年「幼児教育白書」、P84

<表-6> 関連学科教育課程の構造

区分	教養	専攻		一般選択	教職	卒業単位数	
		必修	選択				計
A大児童学科 (ソウル)	42	42	21	63	35	21	140
B大児童学科 (キョンナム)	23	36	36	72	26	20	140
C大児童福祉学科 (チョンボク)	42	18	42	60	32	20	140
D大仏教児童学科 (キョンブック)	42	36	36	72	26	20	140

出典：1995年「幼児教育白書」、P79より作成

(2) 4年制大学での幼児教師養成

4年制大学としての養成機関の類型は①幼児教育学科、②幼児教育関連学科、③教育大学、④放送通信大学、⑤開成大学、⑥大学院、⑦教育大学院の7つである。

まず4年制大学の幼児教育学科での養成である。これは専門大学の幼児教育学科と並んで、幼児教師養成機関の二本柱の一つと言って良い。いや、むしろ歴史的には4年制私立大学における幼児教師養成の方が先駆的であり、梨花女子大、中央大、延世大、徳成女大等はそれぞれ名だたる幼稚園を併設する、韓国幼児教育界を代表する名門養成校なのである。<表-7>は経年別に調べたその概況である。なお、韓国における最初の国立大学養成機関は、1980年に釜山大学校幼児教育学科と忠南大学校幼児教育学科、そして1985年に韓国教員大学校が新設され、幼児教育学科をおいた。3校で学年定員は55名であり、量的にはそれほど規模ではなかった。

<表-7> 4年制大学幼児教育学科の年度別入学定員

大学	年度	1979	1980	1981	1983	1985	1990	1991	1994
チュンアン大		30	30	39	39	36	30	30	30
イファ女大		50	50	65	65	60	50	50	50
トクソン女大		40	40	52	52	50	40	40	40
プサン大			52	34	21	20	20	20	20
ソウオン大			52	48	46	40	40	40	40
ペチェ大				52	52	48	40	40	40
ソンシン女大				52	37	36	30	30	30
キョンソン大				37	35	30	30	30	30
テグ大				52	38	30	40	40	40
チョンシン大				63	57	50	50	50	50
チョンナム大					52	33	15	15	15
キョンナム大					39	37	30	30	30
ウオンカン大					39	38	20	20	20
キョウオン大						20	100	60	60
デジン大								35	35
ソングルキョウシン大									40
計		120	204	208	429	533	565	560	590

出典：1995年「幼児教育白書」、P74

また<表-8>は幼児教育関連学科の内容及びその概況に関する資料である。児童学科、児童福祉学科、仏教児童学科、消費者児童学科、児童家族学科がその内容であり、日本の児童学科に相当すると考えられる。

1980年代から児童学科及び児童福祉学科で教職を履修する学生の30%が資格証を取得するようになった。1993現在全国で13の大学で、輩出した数は150名だった。

<表-8> 幼児教育関連学科開設大学及び入学定員

学科	大学	定員
児童学科	キョウオン大	30
	コシン大	50
	デジン大	40
	トントク大	50
	ソウル大	40
	ソンキュンカン大	50
	スンチョンヤン大	40
	ヨンセ大	40
	ヨンナム大	40
	インジェ大	40
	ホソ大	40
	ヒュソン女大	40
	スクメイ女大	40
児童福祉学科	チョンジュウソック大	80(40)
	チュアン大	60
	チュンブク大	25
仏教児童学科	トングク大	50
消費者児童学科	ソウル大	40
児童家族学科	トクソン女大	40
計		835(875)

出典：1995年「幼児教育白書」、P78

() = 夜間課程

次に、教育課程である。幼児教育学科の教育課程は教養教育科目、専門教育科目、一般選択科目及び教職教育科目の4つで構成されている。教養科目は専門科目の30%程度が標準とされ、30-45学点となっている。中でも国語、英語、第二外国語及び体育が必修となっている。専門科目は平均70学点で、幼児教育課程、幼児教育概論、幼児発達心理学、児童教育哲学（教育思想）、幼児言語教育、幼児社会教育、幼児科学教育、幼児数学教育、幼児美術教育、リズム指導、器楽、幼稚園運営管理、父母教育、幼児教育研究が各大学共通の開講科目である。教職科目は16単位上が要求されており、その内容は教職関連科目及び教育実習である。〈表-9〉は韓国の代表的な4年制大学幼児教育学科の教育課程の学年別開設状況を抜粋したものである。A大は韓国のもっとも標準的なもの、B大は開講科目数が一番多い例、C大は韓半島南部の代表的事例である。福祉関連科目の配置、父母教育論の開設等日本の教育課程との比較検討があれば、なかなかおもしろい結果が予想される内容である。

〈表-9〉4年制大学幼児教育学科学年別開設学科学目例

	A大（ソウル）	E大（忠北）	G大（慶南）
1 学年	児童教育概論 幼児教育論 器楽1 嬰・幼児発達	幼児教育論 児童発達心理 話術	幼児教育概論 幼児教育思想史 幼児発達 幼児福祉
2 学年	幼児言語教育 遊び理論と教育 認知理論と教育 幼児文学 教育統計学 器楽2	幼稚園教育課程 幼児教育哲学及び教育 史 器楽1 父母教育 器楽2 幼児遊び指導 リズム教育概論 現代社会と幼児教育 児童文学 幼児教授媒体 児童相談理論 児童音楽 特殊児指導法	幼児数学教育 幼児美術教育 幼児教育課程 幼児音楽教育 幼児遊び指導 幼児教育講読 器楽実技(1) 幼児心理測定 幼児社会教育 器楽実技(2)
3 学年	幼児社会教育 幼児科学教育 幼児教育課程 幼児音楽教育 幼児美術教育 幼児健康教育 幼児コンピュータ教育 育プログラム 幼児精神衛生 幼児数教育	器楽(3) 幼児言語教育 幼児数及び科学教育 教育理論と実際 教科教材研究 幼児教育研究 リズム楽器 伝統楽器 幼児教育特講 幼児発達研究 幼児美術教育 幼児行動分析法 幼児の健康と安全 リズムと創作活動 身体表現指導	幼児科学教育 幼児文学教育 現場参加及び観察 幼児研究 統計的方法 リズム楽器指導 幼児創作工芸 器楽実技(3) 幼児リズム教育 幼児教授媒体
4 学年	児童教育思想 家族関係 父母教育 幼児教授媒体 幼児研究 幼児観察 音楽実技 リズムと創作 児童宗教指導 児童福祉	幼児情緒と社会教育 幼児教育研究 特殊幼児教育 幼児教育運営管理 器楽(4) 精神衛生 幼稚園教師論 幼児教育現場研究 比較幼児教育論 韓国幼児教育論 児童福祉 嬰・幼児教育	現場実習 父母教育 卒業論文 幼児生活指導 幼児言語教育 幼児健康指導 幼児教育機関 運営管理 幼児教育セミナー 幼児宗教教育

出典：1995年「幼児教育白書」、P86より作成

(3) その他の類型

上述した機関以外の5つの類型について、以下、簡単に述べておく。

1980年代に入って、教育大学が2年制から4年制に変わり、1983年にソウル教育大学とインチョン教育大学が幼児教育深化課程を誕生させたのをきっかけに、全国11の教育大学幼児教育深化課程が開設された。教育内容は大学によって少し差があるが、21単位を4年間にわたって履修させるようになっている。教育大学では初等学校2級正教師資格を受ける事ができる。そして、この資格は幼稚園正教師2級資格と同等とみなされるので、教育大学でも幼児教師を養成していると言うことができるというわけである。

次に、放送通信大学の幼児教師養成である。放送通信大学は1982年2月、2年制の専門大学課程として開設され、幼児教育科で幼児教師養成を始めた。1989年には4年生学士課程に改定され、毎年約2000余名の幼児教師を輩出している。全国に在学生のいる放送通信大学の主たる教育方法は放送講義で、全国12の各地域の会場での出席授業や、地域巡回講義を採用している。

最後に大学院及び教育大学院での幼児教師養成についてである。大学院での幼児教師養成については<表-10>が参考になるだろう。大学院での養成は1980年段階では梨花女子大と中央大学の2校だけであったが、その後急速に発展した。

'97年3月現在では中央大、梨花女子大、徳成女大、ソンスン女大、建国大、ウオンカン大、韓国語大、京畿大、慶南大、敬明大、カンドン大、国民大、テグ大、東国大、仁済大、チョンシン大、延世大、東亜大、ソウオン大、成均館大、淑明大、スンチョンヤン大、漢陽大の教育大学院に幼児教育専攻課程が設置されている。

教育大学院については、1980年代初頭まで、大学で児童及び幼児教育関連学科を卒業後、教育大学院で幼児教育を専攻する場合、幼稚園2級正教師資格証を受けることができたが、1983年からは供給過剰によって停止していた。しかし、1989年に教育大学院長協議会が建議し、1994年に教員資格検定運用指針によって各大学長が幼児教育を専攻して硕士学位を受けた者に、幼稚園2級正教師資格証を与えることができるようになった。¹²⁾

<表-10>大学院及び教育大学院の幼児教育学科年度別設置現況

	博士課程	碩士課程	教育大学院（碩士課程）
1980	イファ女大	イファ女大・チュアン大	イファ女大・チュアン大
1981	チュアン大		
1982			シュクメイ女大
1984		トクソン女大	ケミョン大・コックミン大・デグ大・ ウオンガン大
1985			プサン大
1988			コングック大
1994			チョンナム大・チョンブック大・キョンギ大
現在			ドングック大・ソングョンガン大 ソンスン女大・ハングックイ大・ハンヤン大

出典：1995年「幼児教育白書」、P76より作成

3. 幼児教師養成教育の発展課題

先にも述べたように現在韓国幼児教育界は、一つには教育改革委員会が提案している教育改革の動向の影響を受け、他方ではOECDの勧告の内容に影響を受けながら、21世紀を迎えることになる。そして、本稿で取り上げたようにその重点課題の一つが幼児教師養成問題である。紙教がつきたので、詳しく述べることはできないが、今後の発展課題のいくつかについて言及しておこう。

課題の第一は、資格基準の変更に関わる問題点である。この問題は、韓国の幼児教師養成が歴史的に私立の4年制大学（主として梨花、中央）のイニシアチブのもとに展開してきたが、結果として4年生大学と2年生大学の卒業生間に資格上の区別は未だ行われていない。しかし、ここに至って質高い教員養成への要請とも相まって、その変更（改革）への要請は大変強いものがある。付言すれば、その際の改革の方向は、2級正教師資格証を与える専門大学を3年にするとか、資格に差を付けるとかといったところにある。

第2点は、幼児教師養成機関・制度の多面的整備である。この側面での課題は一つは幼児教師養成が多様化されていて、それぞれ違う種類の資格証与えているという問題性である。特に初等学校教師資格証がそのまま幼稚園教師資格証として見なされる規程には、相当の不満が見受けられる。また、学問的議論としても、幼児教育の基礎も学習しないで幼稚園教師として通用するのといった問題のあることは明らかである。この点、近年開始された「独学者制度導入」（'90年4月、「独学による学位取得に関する法律（法律第4227号）」は、今後の動向が注目される。¹³⁾

第3点は、幼児教師養成の需要と供給が調節されなければならない、という問題である。単純な数字として、1996年現在の幼稚園教員数が26,621名（〈表-1〉による）、1996年度に輩出された有資格者数は、概数で約2万名（内、専門大学で8,900名）である。また、専門学院で養成される2級保育教師は、1996年度で19,430名と報告されている。¹⁴⁾ 問題のあることは明らかである。

解決案としては、「幼児教育機関の数を急激に増加させるか、現在の教師対幼児の比率を大幅に下げるかしないならば、幼稚園全日班運営を活性化させ、教師の需要を大幅に増加させない限り、人力需給に相当な障害が起こることが予想される。」（정마라, 1993）とか、最近急増しているオリニチップに吸収させることだとか、いわれているが、「教育と託児問題を正しく認識し、目前の利益に惑わされず、前進的に問題解決する事が必要である。」¹⁵⁾ という意見のあることもまた確かなことである。

第4は、無資格教師問題である。さすがに教員レベルでの無資格者問題は、上述の養成状況の下、ほぼ解消したとあって良いが、問題は園長レベルのところにある。〈表-11〉は1992年段階での幼稚園教員職位別資格率一覧である。

<表-11> 幼稚園教員職位別資格率

区 分		幼 稚 園		
		公 立	私 立	計
園長	資格	1(33.3)	740(22.7)	741(22.7)
	無資格	2(66.6)	2527(77.3)	2529(77.3)
	計	3(100)	3627(100)	3270(100)
園監	資格	40(100)	148(30.3)	188(35.5)
	無資格	—	341(69.7)	341(64.5)
	計	40(100)	489(100)	529(100)
教師	資格	5417(99.9)	11417(96.0)	16834(97.3)
	無資格	4(0.1)	470(4.0)	474(2.7)
	計	5421(100)	11887(100)	17380(100)

出典：1997年「幼児教師論」良書院、P57

この園長の資格問題については、幼稚園増設問題にダイレクトに反映しているわけで、この数年の幼児教育行政の抱える大きな問題点となってきた。その具体的対策の一つとして登場したのが、園長資格所授与基準緩和の特例措置であった。この点に関して次のような発言が記録されている。

「現在教育部では1995年までに全国私立幼稚園無資格園長の52%にあたる1,623名の研修を実施し、早いうちに無資格園長をなくす政策を推進している。しかし、こうした急増政策は多くの問題点を生み出している。しかし、基本的にこの政策は必要である。」¹⁰⁾

そしてここで指摘されている無資格園長を減ずる方策の具体的な内容は、いわば短期の園長養成方案とでもいうべき内容となっていた。「教員資格検定令」を改定して(1994.1改定、大統領令第14152号)行われたこの緩和策は、具体的には次ぎのような内容である。

▲園長資格認可推薦基準(「教員資格検定令」当該部分抜粋)

- ・ 専門大学卒業者又はこれと同等以上の学力があり、次の各号の1に該当する者。
 - カ) 5級以上の国家公務員や地方公務員
 - ナ) 奨学官や教育研究官
 - タ) 3年以上の教育経歴又は教育行政経歴のある者
- ・ 7年以上の教育経歴又は教育行政経歴のある者
- ・ 就任予定幼稚園の設立者で、当該幼稚園運用経歴が5年以上で、教育部長官の指定する教育機関で幼児教育専攻科目6科目以上履修者。

(1999.12.31間での限定適用)

なお、1996年現在、この制度の運用状況について「韓国教育年鑑」（1997版）はかなり詳しい記述をのせている。参考までに示しておく。

「無資格幼稚園教員の高い比率は幼児教育の質的發展と専門性確立に阻害要因となっていた。80年代以降資格を持った教師の比率は大きく向上し、'93年4月現在わが国の私立幼稚園の教員中有資格教師は97%以上で、それに比べ園長は77%以上が無資格者である。特に高等学校以下の学歴所持者が1,113名で28%に達しているという事実が社会に知られるや、教育機関である幼稚園の園長が無資格者だという事はあると世論が起こって、国会でも論議されるまでになった。

この様な問題を解決するために'94年1月29日に改訂・公布された教員資格検定令第23条（別表1）の園長資格認可推薦基準によって教育部幼児教育担当官室は「幼稚園設立者幼児教育専攻科目履修研修計画」を樹立して、'94年7月11日から8月20日まで総40日間、1日6-8時間を授業した。

幼稚園設立者に幼稚園長資格研修機会を提供する以前の段階で、幼児教育専攻科目を履修させる大学は7校で、ソウル、キョンギ地域の設立者はトクソン女子大学、ソンシン女子大学校、ソウル、キョンギ、カンウオン、キョンボク地域の設立者たちは梨花女子大学校、ソウル、インチョン、チュンナム、キョンナム地域の設立者たちは中央大学、テグ、デジョン、チュンボク、チュンナム、チェジュ地域の設立者たちはチョンナム大学、釜山、キョンナム、キョンボク地域の設立者たちは釜山大学の幼児教育学科で、総523名が専攻科目の研修を受けた。'94年夏、専攻科目を履修した設立者の大部分は'94年12月19日より'95年1月24日までソウル大学と韓国教員大学で実施された園長資格研修に参加して、所定の課程を終えた後、園長資格を取得した。

'94年-95年は園長資格を取得するものは無資格園長1,395名中37%に該当する数で、有資格園長が一時的に大きく増加してその政策的意義が大きかった。改訂された教員資格検定令付則によれば'99年12月31日までのみ効力を持つようにして、すくなくとも2000年からはすべて幼稚園は有資格園長をおかなければならないのである。」¹⁷⁾

その他にも、複数免許の年限制、資格証の効力の有効期限設定論とか、教師資格検定方法上の問題として現在の卒業＝資格取得制度の検討等、議論は多様である。然し、幼児教育教員の質の向上というのは世界共通の課題であり、韓国における幼保一元化問題の今後の展開とも相まって、さらに発展的な議論の展開が要請されているところである。

注記

- 1) 한유경 「한국의OECD가입 배경 및 의의」 한국교육연감, 1997 한국교육신문사, P74
- 2) 김영철 「OECD의 한국교육정책 평가」同上, PP79-86
- 3) 한준상 「OECD 가입 이후 한국교육의 발전과제」同上, PP95-102
- 4) 한준상, 同上 P96
- 5) 한준상, 同上 P97
- 6) 한준상, 同上
- 7) 한준상, 同上 P98
- 8) 同上
- 9) 同上
- 10) 한준상, 同上 P102
- 11) 李相琴 「解放前韓國の幼稚園に関する研究」お茶の水女子大学博士論文、1987
- 12) 한국유아교육학회 「유아교육백서」 도서출판하우, 1995 PP75-78
- 13) 注1) に同じ、「유치원」、P108-109
幼児教育専攻深化課程認定試験は、'91年11月14日に最初に実施され、この時幼児教育学科は8名が合格した。'92年には435名中18名合格（4.3%）、'93年には312名中45名（16.7%）が合格した事が報告されている。（1992-93、教育部統計）
- 14) 이은화, 배소연, 조부경 共著 「유아교사련」 양서원, 1997 PP114-115
- 15) 同前
- 16) 注13) に同じ、P109
- 17) 同前